

2015年(平成27年)8月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送事務に係る個人情報を目的外に提供することについて(答申)

2015年(平成27年)7月23日付けで諮問(第755号)された傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送事務に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成27年7月9日付けで、横浜地方裁判所裁判所書記官から、民事訴訟法第226条の規定に基づき、送付囑託書として北消防署警備課で保有する救急活動の記録について照会がなされた。

民事訴訟法第226条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、救急活動報告書の情報を目的外提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 救急活動報告書を目的外提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報の項目

救急活動報告書(出場番号927)に記載のうち、通報者、電話、概要・備考欄、フリガナ、住所、年齢、性別、国籍、住居区分、職業、事故種別、傷病程度、疾病分類、傷病分類、緊急度、初診時傷病名、現場到着/接触時状況欄の救急隊の活動内容を除いたもの。

イ 目的外提供する相手方

横浜地方裁判所裁判所書記官

ウ 目的外提供の根拠規定

民事訴訟法第226条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

裁判所が根拠とする民事訴訟法第226条は「書証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを申し立てすることができる。」としており、その囑託に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方裁判所裁判所書記官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、裁判の公正かつ迅速な対応のために提供するものである。

(1) 目的外提供する必要性

今回の文書送付囑託の具体的な申立て理由について、横浜地方裁判所裁判所書記官に問い合わせたところ、「被告が所有するAEDを使用し、事故現場において被告職員が救命処置を実施していた証明が、当該AEDから得られず、救急活動報告書から事故現場での被告職員による救命処置行為が実施されていた事を明らかにしたい」とのことである。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報をも目的外提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

横浜地方裁判所裁判所書記官に本人通知することについて、当該個人情報の帰属者に支障がないことを確認したため、審議会の結果後、本人通知するものとする。

(4) 提出書類

ア 送付囑託書、文書送付囑託申立書

イ 救急活動報告書

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方裁判所裁判所書記官によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「被告が所有するAEDを使用し、事故現場において被告職員が救命処置を実施していた証明が、当該AEDから得られず、救急活動報告書から事故現場での被告職員による救命処置行為が実施されていた事を明らかにしたい」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が傷病者に対する救急救命処置及び応急処置並びに傷病者の搬送事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものとしてしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上